



## ～余市町民の皆様へ～

# 未就学児の預かり施設利用料を助成します！！



令和元年10月より、未就学児の預かり施設利用については、国の制度（子育てのための施設等利用給付）で一部無償化となっていました。余市町では、令和6年7月利用分から町独自の助成制度を開始しました！

どういう「制度」なの？



余市町では、令和6年4月から保育料が一律無償化となっておりますが、認可外保育施設等を利用する場合でも、認可保育施設を利用する場合と同程度の保護者負担となるように助成する制度をつくりました。



「助成金」がもらえるの？



町からの助成方法は、下記の2つの方法があります。  
利用施設とご相談のうえ、いずれかの助成方法をお選びください。

- ① 償還払い方式…一度、施設へ利用料等を支払い、後日、町から助成金を受け取る。
- ② 代理受領方式…施設から同意を得たうえで、助成金相当額を施設には支払わず、施設が町から代わりに助成金を受け取る。



「認可外保育施設」をつかっていない場合は関係ないの？



認可外保育施設以外にも、国の「子育てのための施設等利用給付」制度に合わせて対象となる預かり施設等があります。

幼稚園や認定こども園（教育（1号）認定）の教育時間後の預かり保育、保育所等の一時預かり事業も対象です。

詳しくは裏面をご覧ください！



ご不明な点やご相談等は、下記担当窓口へご連絡ください。

余市町役場

民生部 子育て・健康推進課 子育て推進係

TEL 0135-21-2122



## ●対象児童

年齢※	利用者負担	非課税世帯	課税世帯
3歳未満児	施設利用料	無償化 (国制度)	町独自助成
	副食費	町独自助成	
3歳以上児	施設利用料	無償化 (国制度)	
	副食費	無償化 (国制度)	施設実費徴収 (一部軽減制度あり)

※利用年度の4月1日時点の年齢で区分します。

## ●対象施設等・助成上限額

施設区分	施設種別	【参考】町内施設	助成上限額（月額）			
			3歳未満児		3歳以上児	
			課税世帯	非課税世帯	課税世帯	非課税世帯
認可外 保育施設等	認可外保育施設 ※企業主導型を除く	・保育ルームゆきんこ ・余市協会病院内保育所	施設等利用料 42,000円	施設等利用料 ※国制度対象	施設等利用料 ※国制度対象	施設等利用料 ※国制度対象
	一時預かり事業所	・ほうりゅうじ保育園 ・余市町立中央保育所				
	病児保育事業所	・なし	副食費 ※利用料に含まれない場合のみ 4,800円	副食費 ※利用料に含まれない場合のみ 4,800円	副食費 ※利用料に含まれない場合のみ ※所得要件または多子要件に該当する場合のみ 4,800円	副食費 ※利用料に含まれない場合のみ 4,800円
	ファミリー・サポート・センター事業所	・なし	副食費 ※利用料に含まれない場合のみ 4,800円	副食費 ※利用料に含まれない場合のみ 4,800円	副食費 ※利用料に含まれない場合のみ 4,800円	副食費 ※利用料に含まれない場合のみ 4,800円
預かり 保育事業所 ※教育時間後の 預かり保育	認定こども園	・杉の子幼稚園 ・リタ幼稚園	施設等利用料 16,300円 (450円/日)	施設等利用料 ※国制度対象	施設等利用料 ※国制度対象	施設等利用料 ※国制度対象
	幼稚園	・夢の森幼稚園	副食費 ※利用料に含まれない場合のみ 4,800円	副食費 ※国制度対象	副食費 ※実費徴収 ※所得要件または多子要件の軽減措置あり	副食費 ※国制度対象
	特別支援学校（幼稚部）	・なし	副食費 ※利用料に含まれない場合のみ 4,800円	副食費 ※国制度対象	副食費 ※実費徴収 ※所得要件または多子要件の軽減措置あり	副食費 ※国制度対象

※認定子ども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）に在籍する児童については、当該在籍施設での預かり保育を利用することが原則となるため、その他認可外施設等を利用した場合にかかる利用料は、基本的に助成対象となりません。

## ●助成金の受取方法

